

意見案第6号

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書について

上記意見書を富津市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

平成29年12月20日

提出者 富津市議会議員 平野英男

賛同者 同 諸岡賛陸

同 永井庄一郎

同 藤川正美

同 石井志郎

同 三木千明

同 猪瀬浩

富津市議会議長 平野明彦 様

## 道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、市民の安全・安心な暮らしや地域経済の活性化を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、住民生活に欠くことのできない重要な社会資本の一つである。

現在、道路事業については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」という。）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等が50%から55%等にかさ上げされているため、地方負担が軽減されている状況となっているが、このかさ上げ規定は、平成29年度までの時限措置となっている。

本市においては、魅力ある地域づくりを通じて人口減少に歯止めをかけ、市民が幸せを感じられるまちを実現するため、地方創生の実現に全力で取り組んでいるところである。特に、道路整備は、広い市域に中山間地を抱え、交通手段としての自動車への依存度が高い本市において、住民ニーズが高く、また、（仮称）浅間山バスストップ整備事業により、都心へのアクセスの利便性が高まり、交流人口の増加が見込まれるなど、地域経済の発展のため、今後も強力に推進していく必要がある。

現在、道路整備に全力を挙げて取り組んでいるこの時期に、補助率等のかさ上げが廃止された場合、住民ニーズを踏まえた真に必要な道路整備に大きな影響を及ぼすことになる。

よって、国においては、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も継続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月20日

千葉県富津市議会議長 平野明彦

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 あて

財務大臣

国土交通大臣